

新	旧	備考
<p>貿易一般保険包括保険（企業総合）手続細則</p> <p>平成29年4月1日 17 - 制度 - 00035 <u>沿革 平成29年6月13日 一部改正</u></p> <p>貿易一般保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00001。以下「約款」という。）に基づく申込みその他保険契約に関する手続的な事項のうち、貿易一般保険包括保険（企業総合）特約書（以下「特約書」という。）の締結及び内容の変更、特約書に基づき保険契約が締結される契約（以下「対象契約」という。）に係る事項については、次に定めるところによるものとする。</p>	<p>貿易一般保険包括保険（企業総合）手続細則</p> <p>平成29年4月1日 17 - 制度 - 00035</p> <p>貿易一般保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00001。以下「約款」という。）に基づく申込みその他保険契約に関する手続的な事項のうち、貿易一般保険包括保険（企業総合）特約書（以下「特約書」という。）の締結及び内容の変更、特約書に基づき保険契約が締結される契約（以下「対象契約」という。）に係る事項については、次に定めるところによるものとする。</p>	
<p>（特約書の締結）</p> <p>第1条 日本貿易保険と特約書を締結しようとする者は、別紙様式第1 - 1による貿易一般保険包括保険（企業総合）特約書締結申込書に特約書第2条第1項の規定による対象契約の相手方の登録（以下「企総登録」という。）に係る別紙様式第2 - 1による貿易一般保険包括保険（企業総合）に係る海外商社〔登録・支払限度額設定〕申請・届出書（以下「企総登録等申請書」という。）を添付し、日本貿易保険の本店又は大阪支店（以下「本店等」という。）に提出（提出部数については、別表1に掲げるとおりとする。以下同じ。）するものとする。</p> <p>2～3 （略）</p> <p><u>4 第1項、第3条第1項から第5項、第4条、第6条第1項及び第3項、第7条第2項並びに第10条に規定する手続きについて、電子メールを用いる場合は、日本貿易保険が別に定める方法によるものとする。</u></p>	<p>（特約書の締結）</p> <p>第1条 日本貿易保険と特約書を締結しようとする者は、別紙様式第1 - 1による貿易一般保険包括保険（企業総合）特約書締結申込書に特約書第2条第1項の規定による対象契約の相手方の登録（以下「企総登録」という。）に係る別紙様式第2 - 1による貿易一般保険包括保険（企業総合）に係る海外商社〔登録・支払限度額設定〕申請・届出書（以下「企総登録等申請書」という。）を添付し、日本貿易保険の本店又は大阪支店（以下「本店等」という。）に提出（提出部数については、別表1に掲げるとおりとする。以下同じ。）するものとする。</p> <p>2～3 （略）</p>	
<p>第2条～第5条 （略）</p>	<p>第2条～第5条 （略）</p>	
<p>（保険の申込み等）</p> <p>第6条 特約書締結者は、特約書附帯別表第1に掲げる対象契約を締結したときは、締結した日の属する月の翌月の末日までに、対象契約の内容を案件ごとに明記した別紙様式第4 - 1による貿易一般保険包括保険</p>	<p>（保険の申込み）</p> <p>第6条 特約書締結者は、特約書附帯別表第1に掲げる対象契約を締結したときは、締結した日の属する月の翌月の末日までに、対象契約の内容を案件ごとに明記した別紙様式第4 - 1による貿易一般保険包括保険</p>	

新	旧	備考
<p>(企業総合) 申込データシート (以下「保険申込データシート」という。) に別紙様式第4 - 2による貿易一般保険包括保険 (企業総合) 告知書 (運用規程第40条に規定する告知事項その他の告知事項について約款第21条第1項の規定に基づき告知を行う場合に限り。以下同じ。) を添え、本店等 (前条の規定に従って内諾を取得した案件にあつては、内諾申請書を提出した先に限る。) に提出するものとする。この場合において、一の対象契約で代金若しくは対価 (以下「代金等」という。) が二以上の通貨で決済される場合、貨物の仕向地が二以上にわたる場合又は貨物の輸出若しくは販売に付随して役務の提供が含まれ、かつ、その対価が契約上明記されている場合は、保険料算定上決済金額を分割し、申込みを行うものとする。ただし、当該対象契約が別表2に該当する場合は、別紙様式第5による貿易一般保険申込書に、対象契約の内容を案件ごとに明記した日本貿易保険が認める書面、別紙様式第4 - 2による貿易一般保険包括保険 (企業総合) 告知書及び当該対象契約を証する書面を添えるものとする。</p> <p>2～6 (略)</p>	<p>(企業総合) 申込データシート (以下「保険申込データシート」という。) に別紙様式第4 - 2による貿易一般保険包括保険 (企業総合) 告知書 (運用規程第40条に規定する告知事項その他の告知事項について約款第21条第1項の規定に基づき告知を行う場合に限り。以下同じ。) を添え、本店等 (前条の規定に従って内諾を取得した案件にあつては、内諾申請書を提出した先に限る。) に提出するものとする。この場合において、一の対象契約で代金若しくは対価 (以下「代金等」という。) が二以上の通貨で決済される場合、貨物の仕向地が二以上にわたる場合又は貨物の輸出若しくは販売に付随して役務の提供が含まれ、かつ、その対価が契約上明記されている場合は、保険料算定上決済金額を分割し、申込みを行うものとする。ただし、当該対象契約が別表2に該当する場合は、別紙様式第5による貿易一般保険申込書に、対象契約の内容を案件ごとに明記した日本貿易保険が認める書面、別紙様式第4 - 2による貿易一般保険包括保険 (企業総合) 告知書及び当該対象契約を証する書面を添えるものとする。</p> <p>2～6 (略)</p> <p><u>7 被保険者は、第1項及び第3項、第7条第2項並びに第10条に規定する手続きについて、電子メールを用いる場合は、日本貿易保険が別に定める方法によるものとする。</u></p>	
<p>第7条～第9条 (略)</p>	<p>第7条～第9条 (略)</p>	
<p>(保険契約の訂正等)</p> <p>第10条 保険契約者は、第6条第1項又は第3項の規定により提出した保険申込データシートの内容を訂正しようとするときは、<u>原則として</u>内容変更等通知期限までに、第6条第1項に準じて、当該訂正の内容を収録した保険申込データシートを本店等に提出するものとする。ただし、第6条第1項ただし書の規定により貿易一般保険申込書により保険の申込みを行ったもの及び第3項ただし書の規定により貿易一般保険変更通知書により変更通知を行ったものについては、別紙様式第6 - 2による貿易一般保険訂正承認申請書に当該訂正の必要性を証する書類を添付し、本店等に提出するものとする。なお、日本貿易保険が当該訂正に関する追加の書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく当該追加</p>	<p>(保険契約の訂正等)</p> <p>第10条 保険契約者は、第6条第1項又は第3項の規定により提出した保険申込データシートの記載事項の誤記を訂正しようとするときは、内容変更等通知期限までに、第6条第1項に準じて、当該訂正の内容を収録した保険申込データシートを本店等に提出するものとする。ただし、第6条第1項ただし書の規定により貿易一般保険申込書により保険の申込みを行ったものについては、別紙様式第6 - 2による貿易一般保険訂正承認申請書に当該訂正の必要性を証する書類を添付し、本店等に提出するものとする。なお、日本貿易保険が当該訂正に関する追加の書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく当該追加書類を提出するものとする。</p>	

新	旧	備考
書類を提出するものとする。		
第11条～第23条（略）	第11条～第23条（略）	
<p>(回収に要した費用の負担)</p> <p>第24条 約款第36条第3項の規定に基づき回収費用の負担を日本貿易保険に申請する者は、別紙様式第22による貿易一般保険回収費用負担申請書に当該費用が回収を図る上で合理的な費用であったこと及びこれを負担したことを証する書類を添付し、保険金の支払の請求がなされた日から原則として6月ごとの日本貿易保険が指定した月に本店に提出するものとする。</p> <p>2（略）</p>	<p>(回収に要した費用の負担)</p> <p>第24条 約款第36条第3項の規定に基づき回収費用の負担を日本貿易保険に請求する者は、別紙様式第22による貿易一般保険回収費用負担請求書に当該費用が回収を図る上で合理的な費用であったこと及びこれを負担したことを証する書類を添付し、保険金の支払の請求がなされた日から原則として6月ごとの日本貿易保険が指定した月に本店に提出するものとする。</p> <p>2（略）</p>	
第25条～第30条（略）	第25条～第30条（略）	
<p>附 則</p> <p><u>この改正は、平成29年6月30日から実施する。</u></p>		
別表1～別表6（略）	別表1～別表6（略）	